



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *7 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (総務学事課)
- *8 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)
- *9 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (")
- *10 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 (消防保安課)
- *11 和歌山県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)
- *12 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)
- *13 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)
- *14 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課)
- *15 和歌山県観光施設設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則 (観光振興課)
- *16 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (経営支援課)
- *17 農業災害補償法施行細則 (")
- *18 森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (林業振興課)
- *19 砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (砂防課)
- *20 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")
- *21 都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)
- *22 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (")
- *23 南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則 (振興課)

○ 教育委員会規則

- *8 和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

- *2 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則
- *3 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

○ 告示

251 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正

(情報システム課)

○ 訓令

- *3 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課)

規 則

和歌山県規則第7号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (昭和59年和歌山県規則第22号) の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第4条第1項及び第14条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第8号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号の27を次のように改める。

(6) の27 削除

別記第3号の2様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第3号の3様式 (その1) 及び別記第3号の3様式 (その2) 中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第4号の2の2様式中「登記簿謄本 (抄本)」を「登記事項証明書」に改める。

別記第5号様式中「商業登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第10号の2の3様式 (その2) 中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第11号様式(その1)の裏面中「この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第11号様式(その2)の裏面及び別記第11号様式(その3)の裏面中「この税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第12号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第13号様式中「この告知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第14号様式中「この督促について不服があるときは、この催告書を受けとった日の翌日から起算して60日以内又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分

の取消しの訴えは前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「この告知について不服があるときは、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の2様式(その2)及び別記第16号の3様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の6様式(その1)中「この告知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の6様式(その2)及び別記第16号の7様式(その1)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の7様式(その2)、別記第16号の9様式(その1)、別記第16号の9様式(その2)及び別記第16号の11様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60

日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の14様式、別記第16号の15様式、別記第16号の16様式、別記第16号の17様式及び別記第16号の19様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の20様式を次のように改める。

別記第16号の20様式 (第14条関係)

抵当権設定登記嘱託書

- 1 物件の表示 末尾記載の通り 筆
- 2 登記原因及び 県税及びこれに係る徴収金の担保
その日付 年 月 日
- 3 登記の目的 抵当権の設定登記
- 4 登記権利者
の表示
- 5 債務者の表示 住 所
氏 名
- 6 登記義務者の 住 所
表示 氏 名
- 7 債権額 金 円及び延滞金、滞納処分費については地方税法による
金額
- 8 弁済期 年 月 日
- 9 登録免許税 登録免許税法第4条第1項により非課税
- 10 添付書類

地方税法施行令第6条の10第2項の規定により上のとおり登記を嘱託します。

なお、本件登記嘱託をする権限は和歌山県税条例により本職に委任されております。

年 月 日

振興局長 氏

名印

支 局

法務局

御中

出張所

物件の表示

備考 この嘱託書は、施行令第6条の10第2項後段及び法第16条の3第5項後段の規定による嘱託について使用する。

別記第16号の21様式を次のように改める。

別記第16号の21様式を次のように改める。

別記第16号の21様式(第14条関係)

抵当権抹消登記嘱託書

- 1 物件の表示 末尾記載の通り 筆
- 2 登記原因及び 県税及びこれに係る徴収金の担保
その日付 解除 年 月 日
- 3 登記の目的 抵当権抹消登記
- 4 登記権利者
- 5 登記義務者
- 6 登録免許税 登録免許税法第4条第1項により非課税
- 7 添付書類

地方税法施行令第6条の11第3項の規定により上のとおり登記を嘱託します。

なお、本件登記嘱託をする権限は和歌山県税条例により本職に委任されております。

年 月 日

振興局長 氏

名印

支 局

法務局

御中

出張所

物件の表示

別記第16号の22様式及び別記第16号の24様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の26様式(その1)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、知事に異議申立てをすることができます。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の26様式(その2)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告

の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に、「第53条第5項及び第16項」を「第53条第25項及び第41項」に改める。

別記第16号の26様式(その3)中「第53条第5項」を「第53条第25項」に、「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の26様式(その4)中「第53条第16項」を「第53条第41項」に、「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避け

るため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の27様式を次のように改める。

別記第16号の27様式 削除

別記第16号の29様式中「この督促について不服があるときは、この督促状を受けとった日の翌日から起算して60日以内又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第16号の30様式から別記第16号の36様式までの規定中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必

要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第17号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第18号の2様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第20号様式中「この賦課について不服があるときは、この減額通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算し

て60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第20号の2様式の裏面中「この減額又は還付について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第21号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に異議申立てをすることができます。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当

な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第23号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第32号様式中「振興局長 印」を「和歌山県知事 印」に、「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の

翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第33号の2様式中「この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に異議申立てをすることができます。異議申立書は、なるべく仮特約業者指定申請書を提出した振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。異議申立書は、なるべく仮特約業者指定申請書を提出した振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第33号の4様式中「この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に異議申立てをすることができます。異議申立書は、なるべく特約業者指定申請書を提出した振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。異議申立書は、なるべく特約業者指定申請書を提出した振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経

過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第34号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第36号の2様式及び別記第36号の3様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書はなるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別記第3号の2様式、別記第3号の3様式(その1)、別記第3号の3様式(その2)、別記第4号の2の2様式、別記第5号様式及び

別記第10号の2の3様式(その2)の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の和歌山県税規則別記第3号の2様式、別記第3号の3様式、別記第4号の2の2様式、別記第5号様式及び別記第10号の2の3様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

和歌山県規則第9号

和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

- 第1条 和歌山県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和38年和歌山県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その1)及び別記第2号様式(その2)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

(近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

- 第2条 近畿圏の都市開発区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第123号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その1)及び別記第2号様式(その2)中

「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

(和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

- 第3条 和歌山県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和48年和歌山県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その1)及び別記第2号様式(その2)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置

に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和62年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その1)及び別記第2号様式(その2)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

(和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 和歌山県総合保養地域重点整備地区における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成3年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その1)及び別記第2号様式(その2)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる

著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

(和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成12年和歌山県規則第164号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式(その1)及び別記第2号様式(その2)中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

(特定非営利活動法人に対する県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 特定非営利活動法人に対する県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和15年和歌山県規則第95号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第2号様式中「の登記簿謄本」を「の登記事項証明書」に改め、「登記簿謄本又は」を削る。

別記第3号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。」を「この処分について不服があるときは、

この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の振興局長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

別記第6号様式中「この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により知事に異議申立てをすることができます。」を「この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条中別記第1号様式から別記第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条の規定による改正前の特定非営利活動法人に対する県税の特別措置に関する条例施行規則別記第1号様式から別記第3号様式までの規定による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

和歌山県規則第10号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則(昭和36年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第11号

和歌山県温泉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県温泉法施行細則の一部改正する規則

和歌山県温泉法施行細則(昭和61年和歌山県規則第53号)

の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

別記第17号様式及び別記第21号様式中「登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第12号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和58年和歌山県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第9号様式から別記第11号様式までを次のように改める。

別記第9号様式(第6条関係)

ホテル営業宿泊者名簿 (THE HOTEL REGISTER)							
No.	住所 ADDRESS	氏名 NAME	年齢 AGE	職業 OCCUPATION	国籍 NATIONALITY	到着年月日 ARRIVAL DATE	出発年月日 DEPARTURE DATE
					旅券番号 PASSPORT NUMBER		
	(TEL)						
	(TEL)						
	(TEL)						
	(TEL)						

別記第10号様式(第6条関係)

旅館、簡易宿所営業宿泊者名簿

番号 No.	住所 ADDRESS	氏名 NAME	年齢 AGE	職業 OCCUPATION	国籍 NATIONALITY	到着年月日 ARRIVAL DATE	出発年月日 DEPARTURE DATE
					旅券番号 PASSPORT NUMBER		
	(TEL)						
	(TEL)						
	(TEL)						

別記第11号様式(第6条関係)

下宿営業宿泊者名簿

番号 No.	住所 ADDRESS	氏名 NAME	年齢 AGE	職業 OCCUPATION	国 籍 NATIONALITY	下宿した 年月日 LODGING DATE	転出した 年月日 DRPARTURE DATE
					旅券番号 PASSPORT NUMBER		
	(TEL)						
	(TEL)						
	(TEL)						
	(TEL)						

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び別記第 1 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条及び別記第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

和歌山県達 第 号

住所

氏名

和歌山県青少年健全育成条例（昭和 53 年和歌山県条例第 36 号）第 17 条の規定により、次のとおり措置することを命じます。

年 月 日

和歌山県知事

印

1 命ずる措置の内容

2 処分の理由

3 措置の制限

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第14号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第44号様式及び別記第47号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第15号

和歌山県観光施設設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県観光施設設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県観光施設設置奨励条例施行規則（昭和30年和歌山県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「昭和」を削り、「および」を「及び」に、「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則（平成14年和歌山県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第59条を次のように改める。

(破産手続開始の申立て等の届出)

第59条 組合は、破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てがあったとき、同法第19条第4項の規定により準用する同条第1項の規定による破産手続開始の申立てがあったとき、又は同法第30条第1項の規定による破産手続開始の決定を受けたときは、破産手続開始の申立て等届出書（別記第76号様式）を知事に提出しなければならない。

第63条第1項を次のように改める。

この規則により知事に提出する書類（法第10条第1項第3号に規定する事業を行わない組合が提出する書類を除く。）は、主たる事務所の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

別記第6号様式3（2）のア及びア－2を次のように改める。

ア 単体自己資本の比率（ 年度末） (単位：百万円)

項 目	当年度	前年度	項 目	当年度	前年度
(自己資本)			自己資本総額 (A+B) (C)		
出資金			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額		
後配出資金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの		
回転出資金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れに準ずるもの		
非累積的永久優先出資					
再評価積立金					
資本準備金					
利益準備金			控除項目不算入額	△	△
任意積立金			控除項目計 (D)		
次期繰越剰余金					
その他有価証券の評価差 損	△	△	自己資本額 (C-D) (E)		
営業権相当額	△	△			
基本的項目 (A)			資産 (ワ・バ・ランス) 項目		
土地の再評価額と再評価 直前の帳簿価格の差額の 45%に相当する額			ワ・バ・ランス取引項目		
			リスク・アセット計 (F)		

一般貸倒引当金					
相互援助積立金			自己資本比率 (E/F)	%	%
負債性資本調達手段等			参考 (A/F)	%	%
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目 (B)					

(記載上の注意)

- 1 本表には、農業協同組合法第11条の2の規定により、組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載すること。

(参考) 過去5か年間の連絡自己資本比率の推移

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率				

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末) (単位: 百万円)

項 目	当年度	前年度	項 目	当年度	前年度
資本金及び出資金			自己資本総額 (A+B) (C)		
後配出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
回転出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
非累積的永久優先出資			期限付劣後債務及び期限付き優先出資並びにこれに準ずるもの		
再評価積立金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
資本準備金			控除項目不算入額	△	△
連結剰余金			控除項目計 (D)		
連結子会社の少数株主持分			自己資本額 (C-D) (E)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
営業権相当額	△	△			
連結調整勘定相当額△	△	△			

基本的項目 (A)			資産 (オ・パ・ランス) 項目		
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額			オ・パ・ランス取引項目		
一般貸倒引当金			リスク・アセット計 (F)		
相互援助積立金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率 (E/F)	%	%
補完的項目 (B)			参考 (A/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、農業協同組合法第11条の2の規定により、組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載すること。

(参考) 過去5か年間の連絡自己資本比率の推移

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率				

別記第6号様式3(2)に次のように加える。

カ その他(違法、不正事案及び紛争事案の状況等)

別記第6号様式に次のように加える。

4 県農業協同組合中央会及び信用農業協同組合連合会の意見

別記第25号様式から別記第27号様式までの規定中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

別記第29号様式及び別記第30号様式中「、理事会議事録の写し」を削る。

別記第41号様式から別記第44号様式まで、別記第56号様式及び別記第57号様式の規定中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

別記第64号様式別紙を次のように改める。

別紙

不祥事件等の概要

年 月 日現在	第 報	当初報告日	年 月 日
---------	-----	-------	-------

都道府県名		組合名	農業協同組合
不祥事件等の内容の事業区分 (信用・共済・販売・購買・その他)		報告書作成者の所属・氏名	(所属) (氏名)

1 当事者について

氏名		性別		年齢		在職期間	年	月
職種	(管理職・一般職・臨時職・派遣等を記入する。)					役職名		
当事者の性格・素行					当事者の勤務態度			

2 不祥事件等の概要

(1) 不祥事件等の種類	(業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等を記入する。)
(2) 発覚の端緒	(本不祥事件等発覚の端緒となった出来事を記入する。)
(3) 当事者の動機	(当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。)
(4) 手口	(不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。)
(5) 不祥事件等が防げなかった管理上の問題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)

3 発生から報告までの経過

不祥事件等の発覚年月日	年 月 日
不祥事件等の行われた時期	年 月 ～ 年 月
不祥事件等の行われた期間	年 ヶ月

不祥事件等の調査・解明部署名	
----------------	--

(注) 調査・解明部署が行った調査の結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不祥事件等の調査・解明を行うに当たって事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。)
-----------	--

理事会への報告年月日	年 月 日
経営管理委員会への報告年月日	年 月 日

(注) 理事会 (経営管理委員会) 提出資料及び議事録 (抄本) を添付する。

行政庁への報告年月日	年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から 1 ヶ月を超えている場合 (農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (平成 5 年 3 月 3 日付大蔵省・農林水産省令第 1 号) 第 58 条第 6 項に違反する場合) は報告遅延理由を記入する。)

中央会への報告年月日	年 月 日
------------	-------

警察への連絡年月日	〇〇署で 年 月 日に連絡 (又は被害届を提出)
(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不祥事件等について警察に連絡 (又は被害届出を提出) していない場合はその理由を記入する。)

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

(注) 新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

(注) 組合員へ説明を行った場合は、組合員に配付した資料を添付する。

4 内部監査の状況

当該不祥事件等発生部署に対する内部監査の実施日 (直近 3 か年)	年 月 日	通告 ・ 無通告
	年 月 日	通告 ・ 無通告
	年 月 日	通告 ・ 無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近 3 か年で当該不祥事等発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。)	

5 被害状況

被害額 (A)	補てん額又は 補てん見込額	実被害額 (C) (A) - (B)	実被害額の処理方法
---------	------------------	-----------------------	-----------

当事者		(補てん後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)
親		
親族		
保証人		
〇〇保険		
役員		
職員		
その他		
合計(B)		

6 当事者等への処分等

(1) 当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合にはその理由を記入する。)

(注) 就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲罰委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	年 月 日
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する)
(処分理由)	(懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。)
退職金の支払状況	(全額支給・〇〇%カット・全額不支給のいずれかを記入する。)
	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。)

(2) 役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職名	氏 名	処 分 内 容

(3) 告訴

告訴の有無	有 ・ 無	告訴年月日	年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合はその理由を記入する。)			

7 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無

講じた再発防止策 (発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)

講じる再発防止策 (発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)

上記再発防止策の履行状況を確認するための手段 (上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

注 1 第 1 報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告(電話報告でも可)し、発生から一週間以内に、先に報告した内容に加え、不祥事件等の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注 2 連合会については、「組合」を「連合会」に「農業協同組合」を「農業協同組合連合会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「代表理事会長」又は「理事長」に置き換えること。

別記第 65 様式 4 (2) のア及びア-2 を次のように改める。

ア 単体自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円)

項 目	当年度	前年度	項 目	当年度	前年度
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(自己資本)			自己資本総額 (A+B) (C)		
出資金			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当 額		
後配出資金					
回転出資金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの		
非累積的永久優先出資			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れに準ずるもの		
再評価積立金					
資本準備金					
利益準備金			控除項目不算入額	△	△
任意積立金			控除項目計 (D)		
次期繰越剰余金					
その他有価証券の評価差 損	△	△	自己資本額 (C-D) (E)		
営業権相当額	△	△			
基本的項目 (A)			資産 (オ・パ・ランス) 項目		
土地の再評価額と再評価 直前の帳簿価格の差額の 45%に相当する額			オ・パ・ランス取引項目		
一般貸倒引当金			リスク・アセット計 (F)		
相互援助積立金					
負債性資本調達手段等			自己資本比率 (E/F)	%	%
負債性資本調達手段			参考 (A/F)	%	%
期限付劣後債務及び期 限付き優先出資					
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目 (B)					

(記載上の注意)

- 1 本表には、農業協同組合法第11条の2の規定により、組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載すること。

(参考) 過去5か年間の連絡自己資本比率の推移

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率				

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末)

(単位: 百万円)

項 目	当年度	前年度	項 目	当年度	前年度
資本金及び出資金			自己資本総額 (A+B) (C)		
後配出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
回転出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
非累積的永久優先出資			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれに準ずるもの		
再評価積立金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
資本準備金			控除項目不算入額	△	△
連結剰余金			控除項目計 (D)		
連結子会社の少数株主持分			自己資本額 (C-D) (E)		
その他有価証券の評価差損	△	△	資産 (オ・パ・ランス) 項目		
営業権相当額	△	△	オ・パ・ランス取引項目		
連結調整勘定相当額△	△	△	リスク・アセット計 (F)		
基本的項目 (A)					
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
相互援助積立金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率 (E/F)	%	%
補完的項目 (B)			参考 (A/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、農業協同組合法第11条の2の規定により、組合の経営の健全性判断するための基準を定める件（平成9年大蔵省・農林水産省告示第29号）に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り記載すること。

(参考) 過去5か年間の連絡自己資本比率の推移

区分 \ 年度	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率				

別記第70号様式、別記第71号様式、別記第73号様式及び別記第74号様式中「法人登記簿謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

別記第76号様式を次のように改める。

別記第76号様式(第59条関係)

年 月 日

破産手続開始の申立て等届出書

和歌山県知事 様

所在地

組合名

代表者職氏名

㊤

破産法(平成16年法律第75号)第18条(第19条第4項の規定により準用する同条第1項、第30条)の規定により破産手続開始の申立て(破産手続開始の決定)をした(があった)ので、和歌山県農業協同組合法施行細則第59条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 理由書
- 2 破産手続開始の申立て(決定)年月日 年 月 日
- 3 破産手続開始の申立てをした者の氏名及び組合との関係
- 4 その他参考となる書類

(注) 破産手続開始の決定を受けたときは、当該広告の官報の写しを添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第17号

農業災害補償法施行細則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

農業災害補償法施行細則

農業災害補償法施行細則（昭和29年和歌山県規則第51号）

の全部を次のように改正する。

（設立認可申請）

第1条 農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により農業共済組合（以下「組合」という。）の設立の認可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（定款及び共済規程変更認可申請）

第2条 法第43条第2項の規定により、組合の定款又は共済規程の変更の認可を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（定款又は共済規程変更の届出）

第3条 法第43条第4項の規定による定款又は共済規程の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を別記第3号様式により知事に届け出なければならない。

（解散の認可申請）

第4条 法第46条第2項の規定による組合の解散議決の認可を受けようとする者は、別記第4号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（合併の認可申請）

第5条 法第48条第2項の規定による組合の合併の認可を受けようとする者は、別記第5号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式(第 1 条関係)

農業共済組合設立認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
発起人 氏名 印

このたび農業災害補償法第24条第1項の規定により 農業共済組合を設立したいので、認可されたく、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 定款(附属書を含む。)
- 2 共済規程(附属書を含む。)
- 3 事業計画書(収支予算書を含む。)
- 4 創立総会の議事録の謄本
- 5 理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面

別記第 2 号様式(第 2 条関係)

農業共済組合定款(共済規程)変更認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

農業共済組合
組合長理事 氏名

印

当組合の定款(共済規程)を別紙のとおり変更することについて、 年 月 日通常(臨時)総会において議決しましたので、農業災害補償法第 43 条第 2 項の規定により認可されたく、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 定款(共済規程)変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録謄本
- 3 変更しようとする条文及びその新旧対照表

別記第 3 号様式(第 3 条関係)

農業共済組合定款(共済規程)変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

農業共済組合
組合長理事 氏名

印

当組合の定款(共済規程)を別紙のとおり変更することについて、 年 月 日通常(臨時)総会において議決しましたので、農業災害補償法第43条第4項の規定により下記書類を添えて届け出ます。

記

- 1 定款(共済規程)変更理由書
- 2 総会又は総代会の議事録謄本
- 3 変更した条文及びその新旧対照表

別記第 4 号様式(第 4 条関係)

農業共済組合解散議決認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

農業共済組合

組合長理事 氏名

印

当組合は、 年 月 日通常(臨時)総会において解散を議決しましたので、農業災害補償法第46条第2項の規定により認可されたく、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 解散理由書
- 2 総会議事録謄本
- 3 財産目録、貸借対照表及び事業報告書

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

(その 1)

合併後 1 組合を存続しようとする場合

農業共済組合合併認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

農業共済組合
組合長理事 氏名

印

このたび 農業共済組合を合併したいので、農業災害補償法第 48 条第 2 項の規定により認可されたく、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 合併によって解散する農業共済組合の名称及び住所を記載した書面
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併後存続する農業共済組合の定款、共済規程及び事業計画書
- 4 合併契約書の謄本
- 5 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 6 合併しようとする各組合の財産目録、貸借対照表及び事業報告書
- 7 農業災害補償法第 49 条第 2 項の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

(その2)

合併によって新たに組合を設立しようとする場合

農業共済組合合併認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

(新組合の名称) 農業共済組合

設立委員 氏名 印

(以下委員連記押印のこと。)

このたび 農業共済組合と 農業共済組合とは合併し、新たに 農業共済組合を設立したいので、農業災害補償法第48条第2項の規定により認可されたく、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 合併によって解散する農業共済組合の名称及び住所を記載した書面
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併によって設立する組合又は合併後存続する農業共済組合の定款、共済規程及び事業計画書
- 4 合併契約書の謄本
- 5 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 6 合併しようとする各組合の財産目録、貸借対照表及び事業報告書
- 7 農業災害補償法第49条第2項の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 8 理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面
- 9 合併の経過を記載した書面
- 10 合併によって設立する組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員の選任及び3及び4の書類の作成が農業災害補償法第51条第1項に規定する設立委員によつてなされたものであることを証する書面

和歌山県規則第18号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年和歌山県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第83条第5項」を「第83条第6項」に改める。

第10条に見出しとして「（総会開催予定報告）」を付する。

第14条中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第5号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第18条中「県事務所長」を「振興局長」に改める。

別記第1号様式から別記第16号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第19号

砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂防指定地の管理に関する条例施行規則（平成15年和歌山県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

第5条第4号中「土地登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第20号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（平成12年和歌山県規則第106号）の一部を次のように改正する。

別表中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第2号様式から別記第10号様式までの規定中「殿」を

「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第21号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和46年和歌山県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第8条第2項第3号中「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

別記第13号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第22号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和43年和歌山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第23号

南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木村良樹

南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則

南紀白浜空港管理規則（昭和43年和歌山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第11号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

別記第12号様式中「殿」を「様」に、「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第13号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第14号様式中「殿」を「様」に、「商業登記簿謄本」

を「登記事項証明書」に改める。

別記第16号様式から別記第18号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する規則(昭和44年和歌山県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第13条第1項第8号を次のように改める。

(8) 法人の登記事項証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則(平成8年和歌山県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

命 令 書

第 号
年 月 日

住所

氏名 殿

和歌山県公安委員会 印

和歌山県青少年健全育成条例 (昭和 53 年和歌山県条例第 36 号) 第 21 条の 6 第 3 項の規定により、次のとおり措置することを命じます。

1 命じる措置の内容

2 処分の理由

3 措置の期限

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表となります。) として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第9条中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第251号

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第6号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第3号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月7日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式、別記第5号様式、別記第10号様式及び別記第18号様式中「登記簿謄本等」を「登記事項証明書等」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年3月7日から施行する。